

○ニセコ町観光審議会設置条例

昭和38年12月26日

条例第21号

改正 昭和45年12月25日条例第18号

(設置)

第1条 ニセコ町の観光事業に関する総合的な対策を樹立し、その円滑な推進を図るため町長の附属機関として、ニセコ町観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて次の事項につき調査審議し、また意見を具申するものとする。

- (1) 観光事業の基本方針の策定に関すること。
- (2) 観光事業の整備促進に関すること。
- (3) 観光の宣伝及び観光客の接遇方法の改善に関すること。
- (4) 観光資源の開発、保護及び育成に関すること。
- (5) その他観光事業に関し必要と認められるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 審議会委員は、関係機関、団体の代表者及び知識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年12月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。